



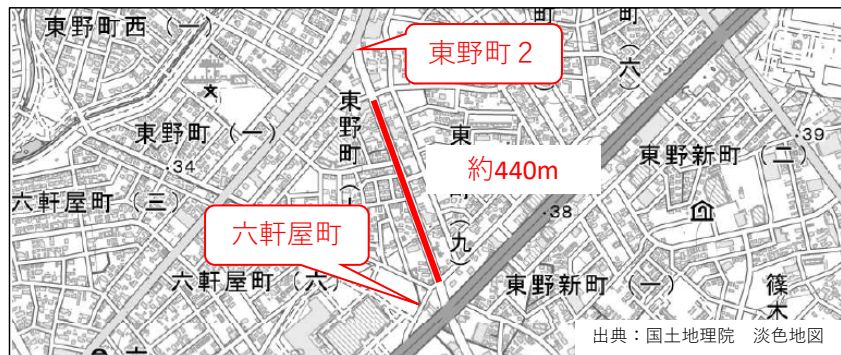
自転車通行空間を整備しました



交通ルールを守って安全に走行しましょう！！

○ 整備区間

市道130号線（東野町2交差点付近～六軒屋町交差点付近）



🚲 自転車をご利用のみなさんへ

- ・車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。
- ・車道の左側を通行します（逆走禁止）。
- ・一列で通行します（並進禁止）。

※ ただし、次の場合は歩道を通行できますが、歩道は歩行者優先です。車道寄りをつくり通行し、歩行者の通行の妨げになるときは一時停止するようにしましょう。

- ・道路標識等で通行することができるとされている場合
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転している場合
- ・車道又は交通の状況からみてやむを得ないと認められる場合

🚗 自動車をご利用のみなさんへ

- ・車道は、自転車とゆずりあって走りましょう。
- ・自転車を追い越すときは、自転車との間隔に余裕をもちましょう。

春日井警察署

TEL 0568-56-0110

春日井市 建設部 道路課

TEL 0568-85-6287（整備について）

FAX 0568-83-2960

春日井市 総務部 市民安全課

TEL 0568-85-6053（交通ルールについて）

FAX 0568-83-9988

普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

普通自転車専用通行帯



自転車等の軽車両や電動キックボード等の特定小型原動機付自転車しか通行できません。



- ・青色で塗装され「自転車専用」と道路に標示します。
- ・自転車はこのレーンを通行してください。（やむを得ない場合を除きます。）
- ・レーン上では自転車は矢印の方向に進んでください。逆走はできません。
- ・自動車、バイク、原動機付自転車は通行できません。

※普通自転車とは・・・一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないもの

車道混在型（矢羽根型路面表示）



自転車が走行すべき位置や方向を表示しています。



- ・自転車の走行位置を示す道路表示（法定外）となります。
- ・自転車は「矢羽根」マークの矢印の向きに進んでください。逆走はできません。

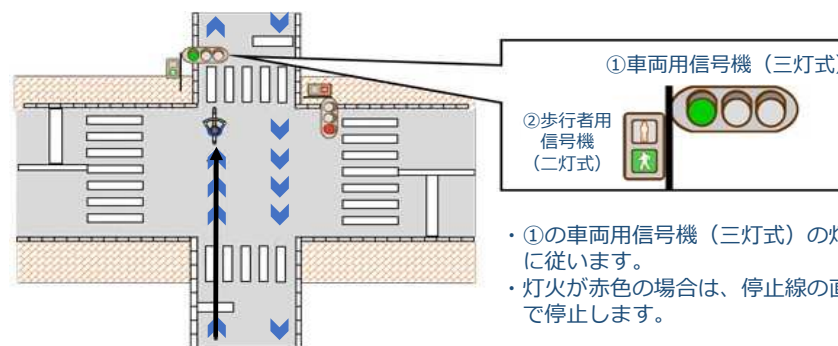
ドライバーの皆さんへお願い

自動車、バイク、原動機付自転車で走行中に表示を踏むことは交通違反にはなりませんが、自転車の走行空間を保ちながらの安全運転に努めてください

普通自転車専用通行帯と車道を走行中に自転車が従うべき信号機



対面する車両用信号機（三灯式）に従って通行してください。



- ・①の車両用信号機（三灯式）の灯火に従います。
- ・灯火が赤色の場合は、停止線の直前で停止します。

その他自転車の交通ルールについてはこちらをご覧ください

■ 愛知県警ホームページ



■ 警視庁ホームページ

